

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

複数事業主に雇用される65歳以上の高齢者に対する雇用保険

ヒューマン・プライム通信では、これまで「高齢者に関する法改正」として2つの事柄を取り上げました。

- 70歳までの高齢者就業確保措置の努力義務化について(2020年8月12日付No.290号)
- 雇用保険の高年齢雇用継続給付の縮小について(2020年10月27日付No.295号)

今号では3つめとなる「令和4年1月1日より施行される複数の事業主に雇用される65歳以上の高齢者に対する雇用保険の適用」について解説いたします。



背景

政府は、副業・兼業の促進とそれに伴った労災保険や雇用保険等の法改正整備を進めています。複数の事業主に雇用される労働者(以下、複数就業労働者)の労災保険に関する法整備は今後のHP通信にて解説させて頂く予定ですが、雇用保険に関しては、複数就業労働者が失業する場合、就業する一部の会社だけ失業する状態になる労働者が多く、完全に失業する労働者が少ないため、複数就業者の雇用保険適用についてはまずは5年を目標とした試行的な制度として、65歳以上の雇用保険被保険者(以下、高年齢被保険者)に限定して特例を設ける法改正が行われることになりました。

高年齢被保険者の特例制度の内容

① 今まで雇用保険の対象にならなかった高齢者であっても、以下のいずれの要件にも該当すれば高年齢被保険者になります。

- ・ 2以上の会社に就業する65歳以上の者である
- ・ 1つの会社の週所定労働時間が20時間未満
- ・ 2つの会社(いずれも週所定労働時間が5時間以上であること)の週所定労働時間の合計が20時間以上である

※3以上の会社に就業する場合でも、合算する会社は2つです

いずれの条件に該当しても、本人が特例加入の申出を行わないと雇用保険の被保険者になりません。また、申出を行った日が雇用保険の加入日となります。

② 高年齢被保険者が失業した場合の高年齢求職者給付金の給付内容は、以下の表のように一時金で支給されます。

【高年齢求職者給付金の額】

| 算定基礎期間(被保険者だった期間) | 高年齢求職者給付金の額 |
|-------------------|-------------|
| 1年以上 | 基本手当日額50日分 |
| 1年未満 | 基本手当日額30日分 |

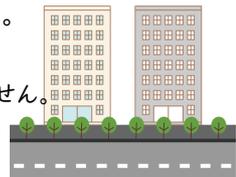
③ 複数就業を行う高年齢被保険者の基本手当日額の算定方法

1. 2つの会社をともに離職した場合

2つの会社で支払われた賃金を基に算定されます。

※2つの会社で離職理由が会社都合と自己都合と

異なる場合は会社都合の扱いで給付制限はかかりません。



2. 1つの会社のみを離職した場合

離職した会社で支払われた賃金のみを基に算定されます。

高年齢被保険者は、上記②の失業した場合の高年齢求職者給付金の給付を受けられるほか、育児・介護休業取得時に育児・介護休業給付の申請ができます。ただし、就業するすべての会社で休業を取得した場合に限られます。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。